

報告第9号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成31年4月24日午後4時ごろ、渋川市行幸田51番地1みゆきだ農産物直売所駐車場内において、産業観光部農林課職員が運転する公用車（群馬480け7313）が後退した際に、[REDACTED]

[REDACTED]氏が運転する軽自動車（[REDACTED]所有者渋川市金井726番地1株式会社ニュー東京代表取締役任柾勲氏）の助手席ドアに接触し、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和元年9月30日

渋川市長 高木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高木 勉

乙 渋川市金井726番地1

株式会社ニュー東京 代表取締役 任柾勲

[REDACTED]

(1) 甲は乙に対し、車両修理費として269,946円のうち202,460円を支払う。

(2) 乙は甲に対し、車両修理費として53,244円のうち13,311円を支払う。

(3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

202,460円